

○第一種ホルムアルデヒド発散建築材料を定める件（平成十四年国土交通省告示第千百十四号）

（傍線部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
イヽハ (略)	イヽハ (略)	イヽハ (略)
二　集成材の日本農林規格（平成十九年農林水産省告示第千百五十二号）に規定する造作用集成材、化粧ばり造作用集成材、構造用集成材又は化粧ばり構造用集成柱の規格に適合するもののうち、そのホルムアルデヒド放散量がF☆☆の規格に適合する集成材	二　集成材の日本農林規格（昭和四十九年農林省告示第六百一号）に規定する造作用集成材、化粧ばり造作用集成材又は化粧ばり構造用集成柱の規格に適合するもののうち、そのホルムアルデヒド放散量がF☆☆の規格に適合する集成材	二　集成材の日本農林規格（昭和四十九年農林省告示第六百一号）に規定する造作用集成材、化粧ばり造作用集成材又は化粧ばり構造用集成柱の規格に適合するもののうち、そのホルムアルデヒド放散量がF☆☆の規格に適合する集成材
木チ (略)	木チ (略)	木チ (略)

二

(略)

二

(略)